

別表六(九)の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する中小企業者等が措置法第42条の5第2項若しくは第3項（エネルギー需給構造改革推進設備等を取付した場合の法人税額の特別控除）又は平成16年改正前の措置法（以下「平成16年旧措置法」といいます。）第42条の5第2項若しくは第3項（エネルギー需給構造改革推進設備等を取付した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、ご注意ください。

 - (1) エネルギー需給構造改革推進設備等を事業の用に供した事業年度（供用年度）
 - (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある事業年度
- 2 「措置法第42条の5第1項各号の該当号1」の「第号（ ）」の空欄には、エネルギー需給構造改革推進設備等が措置法第42条の5第1項各号のいずれに該当するかを記載します。

なお、平成16年旧措置法第42条の5第2項の規定の適用を受ける場合は、上段に「(旧法)」と記載します。
- 3 「事業種目2」には、その法人が営む事業種目を記載します。
- 4 「種類3」、「構造、設備の種類又は区分4」及び「細目5」には、そのエネルギー需給構造改革推進設備等の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。
- 5 「法人税法上の圧縮記帳による引当金又は積立金計上額9」には、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金として積み立てる方法により経理したときに、その繰り入れた又は積み立てた金額（繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。）を記載します。
- 6 「差引改定取得価額10」は、次の場合に次により記載します。
 - (1) 取得等をした資産が措置法第42条の5第1項第1号ハ又は第3号に該当する場合
$$((8)-(9)) \times \frac{50}{100}$$
相当額
 - (2) (1)の場合以外の場合
$$(8)-(9)$$
相当額
- 7 「当期分11～15」の各欄は、青色申告書を提出する中小企業者等が措置法第42条の5第1項各号に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等を平成4年4月1日から平成18年3月31日までの間に取得等をし、その取得等の日から1年以内に国内にあるその法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合その他特定の事業の用に供した場合を除きます。）に、そのエネルギー需給構造改革推進設備等につき、その供用年度において同条第2項の規定による法人税額の特別控除を受けるときに記載します。
- 8 「前期繰越分16～18」の各欄は、前期以前において生じたエネルギー需給構造改革推進設備等に係る繰越税額控除限度超過額を有する場合に、措置法第42条の5第3項の規定により当該超過額について当期において法人税額の特別控除の適用を受けるときに記載します。
- 9 当期に、エネルギー需給構造改革推進設備等で事業の用に供したものがなく、前期以前から繰り越された繰越税額控除限度超過額につき法人税額の特別控除の適用を受ける場合には、「当期の所得に対する法人税の額13」欄から記載を始めます。
- 10 「前期繰越額又は当期税額控除限度額20」の「計」までの各欄は、前事業年度分のこの明細書の「翌期繰越額」の金額を移記し、「当期分」には「12」の金額を記載します。
- 11 「当期控除額等21」の外書には、措置法令第27条の5第8項（連結納税の承認を取り消された場合に繰越税額控除限度超過額から控除する金額）の規定の適用を受ける場合に、同項に規定する控除未済超過額を記載します。この場合、翌期繰越額の計算は、当該控除未済超過額を含めて計算します。
- 12 「当期控除額等21」の「計」には「18」の金額を記載します。
- 13 「当期控除額等21」の「当期分」には「15」の金額を記載します。
- 14 「機械設備等の概要」には、法人が措置法第42条の5第2項又は平成16年旧措置法第42条の5第2項に掲げる中小企業者等に該当すること及びその機械設備等が、エネルギー需給構造改革推進設備等に該当することの詳細を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の所要欄を記載し添付することとしてください。